

消 防 局

【 代 表 課 】

消防総務課 048 - 833 - 7335 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2
1	(歳入)行政財産使用料	(歳入)消防施設等維持管理 事業	916										1	1	行政財産の機能を阻害されることなく、また、行政財産の 効率的利用を考慮し実施している。		消防局では、さいたま市行政財産の使用料に関する条例 に基づき、さいたま市道路占用料徴収条例に準じた金額を 徴収している。				1				施設課	カ-3
2	(歳入)行政財産使用料	(歳入)消防水利整備事業	7										1	1	行政財産の機能を阻害されることなく、また、行政財産の 効率的利用を考慮し実施している。		消防局では、さいたま市行政財産の使用料に関する条例 に基づき、さいたま市道路占用料徴収条例に準じた金額を 徴収している。				1				警防課	カ-3
3	(歳入)危険物関係手数料(標 準的な手数料の定めのあるも の)	(歳入)消防関係事務手数料	5,300										1	1	地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、標準 的な手数料が定められている。		関東地方の政令指定都市も「地方公共団体の手数料の標 準に関する政令」に基づき本手数料を定めており、さいたま 市も同様に「さいたま市消防関係事務手数料条例」を定めてい る。危険物施設の設置許可申請等に伴う手数料納付に未 済はなく、受益者負担の観点からも見直しを必要としない。				1				査察指導課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
4	消防業務推進事業	消防業務推進事業	7,715	C									1	1	消防長の秘書、表彰事務及び円滑かつ効率的な消防業務を維持するための事業である。	ク	消防業務の円滑かつ効率的な運営を行う上で必要な事業であり、今後も継続する必要がある。	1.7			1			消防総務課	ウ-3
5	消防業務推進事業	消防出初式事業	1,875	C									1	1	消防職員及び消防団員並びに関係団体が集結し、各部隊の消防力等を広く市民に披露する事業である。	オ	市民に対し消防行政への理解及び信頼を得る事業であり、今後は来場者数を増加させるため広報の方法等を検討し、継続していく必要がある。	1.2			1			消防総務課	ク-1
6	消防業務推進事業	消防署所整備計画事業	0	C									1	1	消防力の整備指針(消防庁告示)に基づき、消防署所の新設や移転、建替え等の計画を策定するものである。	ク	消防力の整備指針(消防庁告示)に基づき、消防署所を適正に配置していくとともに、計画的に整備を実施する必要があることから、継続して事業を推進する。	1.2			1			消防総務課	ケ
7	消防業務推進事業	消防組織管理事業	0	C									1	1	消防長の権限に属する事務を執行する組織体制を維持管理するため、必要な調査研究を行う。また、複雑多様化する災害に的確に対処するとともに、市街地の拡大や人口増加にも対応した消防体制を構築するため、組織の見直しを継続的に実施する。	ク	消防の担うべき責任を確実に果たし、市民の安心・安全を確保していくため、継続して消防体制の充実強化、高度化を推進する必要がある。	1.2			1			消防総務課	ケ
8	消防業務推進事業	消防統計事業	0	C									1	1	さいたま市の災害発生状況等の情報をとりまとめ消防統計(年報)を作成して公開している。 また、消防組織法第40条に基づき消防職員数、災害件数、消防自動車の保有台数等を国に報告している。	オ	今年度から広く市民に見てもらえるようにホームページに掲載することとし、併せて、統計書を冊子として製本していたものを止めてコストの削減を図った。 また、より市民に災害の発生防止や災害による被害を軽減してもらうことに役立ててもらえるよう見やすくわかりやすい統計書(消防年報)として内容の改善を図っていくとともに、市民のニーズにあったものとしていくためアンケート調査等を実施していくようにする。	1.2			1			消防総務課	オ-9
9	消防業務推進事業	消防長会事業	0	C									1	1	県内36消防本部間の連絡調整、情報交換及び総合的研究等を行い、消防行政の施策や消防財政に対する効果的な運用の立案及び実施等を行う事業である。	ク	県内36消防本部間との消防情報交換、消防制度及び技術の総合的な研究等を行う事業であり、継続する必要がある。	1.7			1			消防総務課	ク-1
10	消防局運営事業	消防局運営事業	135,508	C									1	1	消防行政を推進するための事務執行にかかる執務環境の維持管理(消防服の調達、複写機や仮眠用寝具の借り上げ等)に係る内部管理事業経費です。	オ	消防行政を維持するための内部管理事務であり経常的な経費ではあるが、効率性などの事務改善を実施していくよう見直しする。	2.5			1			消防総務課	オ-8
11	消防署運営事業	消防署運営事業	5,789	C									1	1	消防署所における、消防事務の執行及び執務環境を維持するため、消耗品・物品の調達等に係る内部管理事務経費です。	オ	消防行政を維持するための内部管理事務であり経常的な経費ではあるが、効率性などの事務改善を実施していくよう見直しする。	0.9			1			消防総務課	オ-8
12	消防団運営事業	消防団運営事業	189,695	C									1	1	消防団は、わがまちは自らの手で守るという郷土愛精神に基づき、火災、風水害等の災害に対し、地域防災の中核として消防防災の重要な役割を果たさなければならない。また、近年の社会情勢の変化に伴い、複雑多様化・大規模化する災害に対応するためにも、消防団の役割は、ますます重要なものになってきている。この重要な役割をもつ消防団の組織の充実、強化を図ることを目的として事業を行うものである。	ク	近年の社会環境の変化に伴い、災害が複雑大規模化しており、消防団の災害活動は、地域社会においてますます重要なものになってきていることから、消防団員に求められる災害対応の知識、技術の習得及び消防団員が安全に活動できるように装備等の整備を行う必要があることから継続とする。	3.2			1	1		消防総務課	ケ
13	消防団運営事業	自警消防団助成事業	2,100	C		1		1	1	1			1.4	1.4	自警消防団の運営を助成するものである。	ア	平成22年4月1日さいたま市自警消防団消防ポンプ等購入費補助金を廃止、また、さいたま市自警消防団助成金も平成22年度末で廃止する。	1.0			1	1		消防総務課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
14		人事管理事業	0	C									1	1	カ	消防職員の能力主義・実績主義を主体とした人事管理を行うため、より公平・公正かつ一貫した新たな昇任・昇格制度を構築し導入する。	4.0	0.8		1				職員課	カ-4
15	職員管理厚生事業	職員安全衛生管理事業	10,310	A									1	1	カ	職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することにより、市民に安心して暮らせる環境を整備することを目的に、局内各安全衛生委員会に係る産業医の選任、契約及び伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための職員の予防接種や道路交通法施行規則に基づく、安全運転管理者の選任、講習会に係る事務を執行している。	2.8			1	1			職員課	オ-8
16	職員研修事業	職員資格取得研修事業	1,052	C									1	1	カ	消防業務を遂行するうえで法令上必要となる資格および免許を取得させる研修 なお、消防車両の運行に関しては、従来の資格に加え大型自動車運転免許が必須となることから、関東指定都市と同様に大型自動車運転免許等の資格取得研修を取り入れ事業の拡大を図る。	2.6			1	1			職員課	ク-1
17	職員研修事業	職員派遣研修事業	45,973	A									1	1	ク	さいたま市消防職員として市民満足度を高め、より質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりの能力の向上が不可欠であることから、専門的な消防大学、埼玉県消防学校での研修をはじめとする派遣研修は継続的に実施することが必要である。	2.6			1	1			職員課	ク-1
18	職員人件費	職員人件費(給料)事業	4,874,756	C									1	1	ク	条例定数による消防職員並びに再任用職員に対する給料を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ
19	職員人件費	職員人件費[職員手当等(管理職手当)]事業	100,296	C									1	1	ク	消防職員に対する管理職手当を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ
20	職員人件費	職員人件費[職員手当等(夜間勤務手当)]事業	61,811	C									1	1	ク	消防職員に対する夜間勤務手当を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ
21	職員人件費	職員人件費[職員手当等(扶養手当)]事業	223,686	C									1	1	ク	消防職員に対する扶養手当を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ
22	職員人件費	職員人件費[職員手当等(地域手当)]事業	622,312	C									1	1	ク	消防職員に対する地域手当を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ
23	職員人件費	職員人件費[職員手当等(住居手当)]事業	136,578	C									1	1	ク	消防職員に対する住居手当を適正に処理、執行している。	0.2			1				職員課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
24	職員人件費	職員人件費【職員手当等(通勤手当)】事業	100,621	C									1	1	消防職員に対する通勤手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
25	職員人件費	職員人件費【共済費】事業	1,543,741	C									1	2	・職員の給与から控除した共済掛金と、さいたま市が負担する共済負担金を埼玉県市町村共済組合へ支払う。 ・再任用職員の給与から控除した社会・雇用保険料とさいたま市が負担する再任用職員分負担金を厚生労働省・労働局へ支払う。 ・地方公務員災害補償基金へさいたま市(消防)の負担金を支払う。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、社会一般の情勢の動向を考慮し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
26	職員人件費	職員人件費【職員手当等(休日勤務手当)】事業	453,482	C									1	1	消防職員に対する休日勤務手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な給料水準を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
27	職員人件費	職員人件費【職員手当等(時間外勤務手当)】事業	379,859	C									1	1	消防職員に対する時間外勤務手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
28	職員人件費	職員人件費【職員手当等(管理職員特別勤務手当)】事業	1,432	C									1	1	消防職員に対する管理職員特別勤務手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
29	職員人件費	職員人件費【職員手当等(期末手当)】事業	1,340,970	C									1	1	消防職員に対する期末手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
30	職員人件費	職員人件費【職員手当等(勤勉手当)】事業	718,898	C									1	1	消防職員に対する勤勉手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
31	職員人件費	職員人件費【職員手当等(退職手当)】事業	613,568	C									1	1	消防職員に対する退職手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、社会一般の情勢の動向を考慮し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
32	職員人件費	職員人件費【職員手当等(子ども手当)】事業	142,810	C									1	1	消防職員に対する児童手当を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、社会一般の情勢の動向を考慮し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
33	職員人件費	職員人件費【職員手当等(特殊勤務手当:火災出動業務)】事業	27,682	C									1	1	消防職員に対する特殊勤務手当(火災出動業務)を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
34	職員人件費	職員人件費〔職員手当等(特殊勤務手当:救急出動業務)〕事業	48,800	C									1	1	消防職員に対する特殊勤務手当(救急出動業務)を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
35	職員人件費	職員人件費〔職員手当等(特殊勤務手当:救助出動業務)〕事業	2,900	C									1	1	消防職員に対する特殊勤務手当(救助出動業務)を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
36	職員人件費	職員人件費〔職員手当等(特殊勤務手当:火災調査業務)〕事業	1,300	C									1	1	消防職員に対する特殊勤務手当(火災調査業務)を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
37	職員人件費	職員人件費〔職員手当等(特殊勤務手当:通信指令業務)〕事業	45,000	C									1	1	消防職員に対する特殊勤務手当(通信指令業務)を適正に処理、執行している。	ク	地方公務員法により、民間給与、あるいは、国や他の政令指定都市の状況等との均衡を図り、社会一般の情勢を反映した適正な給与制度を維持、確保していく必要がある。今後も、人事委員会勧告、報告を尊重し、適正な手当制度を確保していくこととする。	0.2			1				職員課	ケ
38	消防施設等維持管理事業	消防施設等維持管理事業	488,999	C									1	1	消防施設等を対象に、適正な保守点検や修繕、更には改修を行うことにより、突発的な事故を抑制し、職場環境の安全性を高めるもの。	ク	市民の財産である消防施設を適切に維持管理することにより、経年劣化に対する財産価値の保全を図るとともに、安全性、機能性等の施設性能を常に良好な状態に維持するための継続事業であるが、事業費の積算に当たり、需用費については、前年度使用実績を勘案見直しを図り、役員費、委託料についても業務委託内容等、仕様書を見直す等コストの削減を念頭に、常に予算の削減を図ることとする。	7.0			1		1		施設課	ク-1
39	消防施設等維持管理事業	消防団施設等維持管理事業	23,618	C									1	1	地域住民が安心して暮らすための生活基盤を支える、消防体制の充実強化のために欠かせない消防団の車庫・詰所62施設を良好な状態に維持管理するために行うもの。	ク	消防団活動等地域消防体制の強化を支援するため、車庫・詰所の設備改善、修繕を実施し、消防団員の健全な活動環境の整備を図るための継続事業であるが、常に内容の見直しを図りコストの削減に努めることとする。	6.0			1		1		施設課	ケ
40	消防施設等整備事業	消防施設等整備事業	745,076	C									1	1	消防署所の整備計画に基づく改修予定庁舎を対象に、新耐震基準不適合な庁舎、老朽化が著しい庁舎および面的な諸条件により移転が必要な庁舎を建替えることにより、消防体制の充実を図るもの。	ク	消防力の整備指針(消防庁告示)に基づき、消防署所を適正に配置していく必要があることから、継続して事業を推進する。ただし、庁舎建設に当たっては、建物の長寿命化及びランニングコストの合理化を念頭に置いた設計に努め予算の削減を図ることとする。	2.0			1				施設課	ケ
41	消防施設等整備事業	消防団施設等整備事業	0	C									1	1	火災をはじめ、大規模災害時等においては、各種災害資機材の保管庫であり、地域災害活動拠点でもある消防団車庫のうち、旧耐震基準により施工した車庫を対象に整備事業を進める。	ク	消防団が最大限に地域消防団活動ができるように、災害活動拠点である車庫・詰所の計画的な建て替え等を行うことにより、万全な消防体制を保持するための継続事業である。旧耐震基準24施設の耐震診断を平成22、23年度に実施し、その結果を踏まえて補強、改修又は建替等の計画を策定、実施していく。ただし、建替等に当たっては、建物の長寿命化及びランニングコストの合理化を念頭に置いた設計に努め予算の削減を図ることとする。	1.0			1				施設課	ケ
42	消防装備運営事業	消防装備運営事業	752	C									1	1	全国消防長を集め融和協調を図り、消防の情報を交換して採長補短するとともに、消防制度及び技術の総合的研究を行い、日本消防の健全なる発展に寄与することを目的としている。	オ	全国消防長会技術委員会の事業内容は消防機械器具、装備及び通信に関する総合的な研究を行い、全国消防機械を支える役割を担っているが、委員会の運営等は消防長会事業と類似するものである。今後、組織内で調整し、効果・効率的な運営手法の検討を進めていく。	1.5			1				施設課	オ-9
43	消防装備等維持管理事業	消防装備等維持管理事業	133,328	C									1	1	消防車両及び資機材について、不測の災害に備え迅速確実に対応できるように、常に良好な状態を保つため維持管理を行うもの。	ク	市民生活の安心安全を確保するため、消防車両及び資機材を万全な体制で保持する継続事業である。また、職員自ら点検整備に着手し、更なる経費の削減に努める。	6.0			1				施設課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
44	消防装備等維持管理事業	消防団装備等維持管理事業	10,483	C									1	1	消防団車両及び資機材について、不測の災害に備え迅速確実に対応できるように、常に良好な状態を保つため維持管理を行うもの。	ク	市民生活の安心安全を確保するため、消防団車両及び資機材を万全な体制で保持する継続事業である。また、団員自ら点検整備に着手し、更なる経費の削減に努める。	5.5			1				施設課	ケ
45	消防装備等整備事業	消防装備等整備事業	585,834	C									1	1	老朽化及び法的規制(Nox・Pm法)を受けた消防車両を計画的に更新する。	ク	緊急消防援助隊設備整備費補助金とは、緊急消防援助隊に登録している車両部隊のみ、国が定めた基準額の1/2の補助金が充当できる要綱である。ついては、本市の財政面の軽減を配慮するため、緊急消防援助隊への登録部隊の増隊要望をして、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、継続的に市民の安心・安全を確保するための消防力の充実強化を図る。また、コスト削減を念頭に、既存の使用できる資機材を有効利用した車両の整備に努める。	1.5			1				施設課	ク-1
46	消防装備等整備事業	消防団装備等整備事業	58,028	C									1	1	老朽化及び法的規制(Nox・Pm法)を受けた消防団車両を計画的に更新する。	ク	62消防団車両のうち法的規制(Nox・Pm法)に該当する車両は、平成23年度から平成25年度まで7台の更新計画であり、この法的規制に該当する車両の更新が終了する平成25年度までは継続的に消防団の充実強化を図るもの。また、コスト削減を念頭に、既存の使用できる資機材を有効利用した車両の整備に努める。	0.5			1				施設課	ケ
47	災害対策事業	災害対策事業	300	C									1	1	地震等大規模災害発生時において、緊急消防援助隊として本市から派遣部隊が出動、被災地において救助活動等活動部隊の活動支援のため。	ク	地震等大規模災害発生時において、緊急消防援助隊として本市から部隊の派遣に際し、諸準備の迅速性を図る必要性から、被災地において現金払いが必要となる。消防車両等への燃料補給のための燃料費について、年度当初に確保しておくものであり、今後とも継続が必要である。	1.7			1				警防課	ク-1
48	警防業務推進事業	警防業務推進事業	35,763	C									1	1	複雑多様化する災害に対応しうる精鋭な消防隊員等を育成し、部隊活動の強化を図るとともに、各種機材の点検・整備により、消防活動に必要な資機材を常時使用可能な態勢を整え、迅速な消防活動を遂行する。	ク	各種機材の点検・整備により、複雑多様化する災害活動に対応するため、機材を常時使用可能な態勢を整え、迅速な消防活動を遂行するとともに、職員の技術、技能の向上を目指すため、広域応援訓練をはじめ、各訓練に参加するための諸経費であり、今後も継続が必要である。	707.7			1	1			警防課	イ-1
49	消防水利整備事業	消防水利整備事業	81,438	C									1	1	市民の生命及び財産を火災から守るために、消防水利の不足している地域を解消し、震災時等においても適切に機能する水利の確保を図る。また、設置されているすべての消防水利を常時使用できるように維持管理を行う。	ク	根拠法令に基づき市町村消防における消防水利の整備及び維持・管理を適切に実施し、継続していく。	3.7			1	1			警防課	イ-1
50	救急業務推進事業	救急業務推進事業	35,649	C									1	1	急病、交通事故及び災害事故等で緊急に医療機関へ搬送する必要がある傷病者に、現場並びに救急自動車内で必要な応急処置を施し医療機関へ迅速に搬送する。	ク	緊急に医療機関へ搬送する必要がある傷病者を、適切な医療機関へ迅速に搬送するため今後も必要な事業である。	171.7			1	1			救急課	ク-1
51	救急業務推進事業	救急需要対策事業	232	C									1	1	平成17年に救急出場件数が5万件を超えたことから、救急自動車を真に必要とする市民の救命効果に影響がでることが危惧されたため、平成19年12月に「救急需要対策行動計画」を策定し、社会的に不適正な利用者への対応、救急医療情報の活用及び患者等搬送時業者の効率的な活用等を推進し、市民の尊い命を守る本来の救急業務を市民へ公平に提供する。	ク	救急需要対策行動計画の内容を救急統計やアンケート調査等を活用し見直しを行い、真に緊急を要する傷病者に対し、市民の尊い命を守る本来の救急業務を市民へ公平に提供するために継続していく。	0.5			1				救急課	オ-10
52	救急業務推進事業	新型インフルエンザ対策事業	0	C				1					1	1	強毒性新型インフルエンザの発生時の消防・救急機能の維持を図るため、救急隊員及びポンプ隊員用に整備した感染防止用資器材等の更新及び維持管理を行う。	ク	今後発生しうるH1N1の第2波及び強毒性の新型インフルエンザ発生時に即時対応するため、救急隊員及び消防隊員の感染防止対策の徹底を期するため、資器材の更新及び配備資器材の維持計画が必要である。	0.3			1				救急課	オ-8
53	救急高度化推進事業	応急手当普及啓発推進事業	5,507	C									1	1	市民に対する救命率や自主救護能力の向上並びに救急業務に対する理解と協力関係を深めることを目的に、応急手当普及啓発の推進を図る。世帯一人の救命講習受講者を目標として講習会を継続開催する。また、事業所等の応急手当普及啓発活動の推進を図る。	ク	救命効果や自主救護能力の向上については、応急手当の正しい知識・技術を市民一人ひとり習得することが大切なことであり、増加する救急要請を踏まえ、救命活動を主眼とする救急隊を確保するため、将来的には各消防署所で対応している講習会を廃止し、再任用職員等を活用した講習会の対応について見直すべきである。	262.0	7.0		1				救急課	オ-10

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
54	救急高度化推進事業	AED整備推進事業	4,398	C				1					1	市民の安心安全を確保するため、各消防署所及び消防ポンプ車に自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置する。	ク	救急現場での活動及び付近住民の活用などにより、救命率を向上させる本事業は、市民の安心安全を確保するために必要な事業である。	6.3			1				救急課	ク-1
55	救急高度化推進事業	メディカルコントロール体制推進事業	15,604	C				1					1	救急隊員の資質の向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員に対する研修や病院研修を含む各種救急隊員再教育研修を実施する。	ク	市民の尊い命を救う救命活動には、日進月歩の救急医学に対する、知識・技術の習得が必要であり、救急救命士を含む救急隊員への継続した教育が、必要不可欠である。また、良好な救急活動を遂行するには、メディカルコントロール体制を更に充実させる必要があり、そのためには必要な事業である。	4.0			1	1		救急課	イ-4	
56	指令業務推進事業	指令業務推進事業	12,062	C									1	災害通報を受信し、迅速、的確な出場指令を行うとともに、収集した情報を基に活動隊が円滑に業務が遂行できるように支援を行う。	ク	災害の入電から、活動隊への速やかな情報伝達は消防活動の根幹を成すもので必要不可欠事業である。しかし、消防隊への伝達方法であるアナログ無線の使用期限が平成28年5月末日までと決められたことから、デジタル化までの間、消防局で保有する無線局を効率的に維持管理し、市費負担が生じないように事業を実施する。	33.0			1			指令課	ク-1	
57	指令業務推進事業	署活動用無線整備事業	6,935	C									1	災害現場において活動隊の円滑な情報伝達が行えることを目的として、老朽化した無線機を計画的に更新整備を行う。	ク	災害現場における隊員個々への情報伝達は、活動上の安全を確保する上でも必要不可欠で、又署無線は本市が地震等の被災時において、最も有効な通信手段であることから、継続する事業であるが、市費負担を軽減するためにリース契約にて計画的に事業を実施している。	33.0			1			指令課	ク-1	
58	指令業務推進事業	消防緊急情報システム整備事業	612,766	C									1	円滑かつ万全な消防活動を行うため、消防業務の基幹となっている消防緊急情報システム(指令管制・支援情報・高所カメラ・衛星通信)を常時安定稼働、維持管理及び最適化を図る。	ク	消防活動の根幹を成す整備事業のため継続とする。今後も最小限のコストで最大限の成果を上げられるよう努力する。	3.0			1	1		指令課 情報システム推進室	ク-1	
59	火災予防推進事業	火災予防推進事業	2,661	C									1	市民に火災予防等の啓発及び事業所等における防火管理体制の強化を図るため、秋・春季火災予防運動や消防訓練指導等を実施し、火災予防を推進する。	ク	複雑多様化する災害に対し、火災予防の推進は市民の安心・安全の確保に必要な事業である。今後、事務の効率化を図るとともに、新たな施策等を企画し、より効果的な事業展開に努める。	22.0	1.0		1	1		予防課	オ-10	
60	火災予防推進事業	消防フェア事業	1,900	C	1								1	市民と消防の連携を図るとともに、火災予防の普及啓発に努め円滑な消防行政を目指すため、年1回秋に開催している。 実施内容は、消防車両展示、消防用資器材等及び地震体験車を活用した各種体験コーナー、住宅用防災機器の展示やプロスポーツ選手等による一日消防署長を実施している。主催は、さいたま市消防フェア協議会を設置し、運営している。	ク	年々、来場者が増加しており、目標を大きく上回り成果をあげている。市民の関心が非常に高いイベントであり、市民の防火意識の高揚を図る場として、地域関係団体・企業と連携を取りながら、官民一体となり実施する。	2.0			1	1		予防課	オ-10	
61	火災予防推進事業	消防広報事業	677	C									1	市民に消防を正しく理解してもらうため、パブリシティを活用した広報を積極的に実施。また、市民ニーズに応じたパンフレット等を作成・活用した広報を実施する。 市民からの広聴事案を分析し、消防行政に反映していく。報道機関への対応について、迅速・正確な執行体制を図る。	オ	社会環境の変化により、パブリシティを活用した広報活動と、報道機関に積極的な情報提供の必要性が高まるとともに、市民ニーズの変化に対応した、情報提供を行う。また、災害現場での報道対応を始め、消防局の広報執行体制の明確化を図るため、研修等を活用した、職員の教育を行う必要がある。	1.0			1			予防課	ウ-3	
62	火災予防推進事業	住宅防火対策推進事業	2,610	C					1				1	高齢化社会の進展とともに、住宅火災による死者の増加が懸念される中、法令により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置普及をはじめとした各種防火対策を積極的に推進し、火災予防思想の啓蒙並びに火災による被害の軽減を図るもの。	ク	今後も高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、住宅火災件数及び死傷者の増加が懸念されることから、住宅火災防止対策については、市民への防火意識の高揚、並びに地域との連携により積極的に実施する必要がある。	1.4			1			予防課	ウ-3	
63	火災予防推進事業	消防音楽隊事業	4,293	C									1	コンサートの開催や市の行事へ参加により、消防音楽隊の演奏を通じて市民に対する消防への親しみと理解を求めるとともに、市民への火災予防をはじめとした様々な消防行政に対する広報活動を実施するもの。	オ	消防音楽隊については、消防職員が通常業務と兼任で実施しており、市民と消防の接点として今後も現状を維持しながら活動を行う必要がある。	31.7			1			予防課	イ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 消防局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解						
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3		
64	火災予防推進事業	防災展示ホール運営事業	3,816	C				1						1	1	ク	防災学習施設は県内においても数が少ない中で、当施設は市民にとって身近にあり利用しやすく、また、児童への防火・防災教育の場として大きな役割を果たしていることから、既存の設備を更新しながら施設の維持を図る必要がある。	0.7	3.5		1				1			予防課	ク-1
65	火災予防推進事業	少年消防団育成事業	550	C										1	1	ク	市内の小学4年生から6年生を対象として、火災をはじめ地震やその他の災害に対する知識と団体生活を通じた規律礼節等を身につけてもらい、将来に向けての防火防災意識の高揚を図るため、様々な研修を実施している。なお、組織の母体は「さいたま市少年消防団育成会」で主として民間人が役員として構成されている。	1.7			1		1			1		予防課	オ-8
66	火災予防推進事業	火災調査事業	6,418	A										1	1	カ	火災の原因を究明するとともに、火災によって生じた損害などの調査を行い、その結果を消防対策や火災予防対策に反映させ、市民の安心・安全の確保を図る。	24.0			1							予防課	ク-1
67	予防規制等推進事業	査察事業	1,350	C										1	1	ク	消防法に基づく立入検査権を行使し、学校、病院、工場、デパートなどの建物や、ガソリンスタンドなどの危険物を取扱う施設などに立ち入り、消防用設備等の設置、維持管理状況や施設の構造、設備の管理状況などについて、検査を行い、消防法令違反や火災危険の状況を関係者に指摘し、さらに是正指導を行い、災害の未然防止と被害の軽減を図っている。	128.0	2.0		1							査察指導課	ク-1
68	予防規制等推進事業	消防同意事業	655	A										1	1	ク	消防法に基づき、建築物の新築等の許可、認可若しくは確認の権限を有する行政庁等に対して、消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の目的を達成しようとするものである。	5.0			1							査察指導課	ク-1
69	予防規制等推進業務	危険物製造所等規制事業	1,053	A										1	1	ク	消防法第10条及び11条の規定に基づき、危険物施設の位置・構造・設備と危険物の貯蔵取扱いに関する規制事務を行う。	4.0			1							査察指導課	ク-1
70	予防規制等推進業務	液化石油ガス・高圧ガス・火薬類規制事業	30	B										1	1	ク	公共の安全を確保するため、液化石油ガス等及び火薬類の消費取扱いに関する規制事務を行う。 (埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づく移譲事務である。)	1.0			1							査察指導課	ク-1

